

施設名(第1希望)	☐ 利用中 ☐ 申込中	児童氏名	
施設名(第1希望)	☐ 利用中 ☐ 申込中	児童氏名	
施設名(第1希望)	☐ 利用中 ☐ 申込中	児童氏名	

保育所等利用申込及び給付認定申請に関する確認書 兼 同意書

以下の事項を確認し、各項目のチェック欄に☑を入れ、署名をお願いします。

	確認事項	チェック欄	
個人情報の 閲覧・確認に ついて	利用者負担額算定及び副食費徴収免除対象者決定のため、加東市が保有する保護者及び同一世帯に属する家族の税務資料等、個人に属する情報を閲覧すること。	☐ 確認した	
	適正な教育・保育の実施のため、加東市が保有する児童に属する情報を閲覧すること。	☐ 確認した	
	【該当される場合のみ】児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給状況について福祉総務課に確認すること。	☐ 確認した	
個人情報の 提供につい て	下記の書類の写しを入所決定（内定）した保育所、認定こども園又は小規模保育事業者に対し提供すること。 【新規入所】教育・保育給付認定申請書の裏面、保育施設等の利用申込書、家庭状況書、児童状況書兼健康状況申告書 【継続利用】保育施設等の利用に係る現況届	☐ 確認した	*
	健康課が実施する各種健診の健診結果について、入所決定（内定）した保育所、認定こども園又は小規模保育事業者に対し、子どもの発達支援に必要な範囲において情報提供すること。	☐ 確認した	
	【該当される場合のみ】発達サポートセンター「はぴあ」の発達相談結果について、入所決定（内定）した保育所、認定こども園又は小規模保育事業者に対し、子どもの発達支援に必要な範囲において情報提供すること。	☐ 確認した 提供可能内容 ☐ 検査数値 ☐ 相談内容	
利用者負担 額及び副食 費について	利用者負担額については、保育所の場合は加東市が徴収し、認定こども園及び小規模保育事業の場合は各施設が徴収すること。（公立施設は施設所在地の市区町村が徴収）いずれの場合も納期限に遅れの無いように納付すること。利用者負担額の納付がなく、滞納となった場合には、財産（給与等）の調査や差し押さえなどを行う場合があること。	☐ 確認した	
	3～5歳児の副食費については、加東市の公立施設の場合は加東市が徴収し、それ以外の施設の場合は、各施設が徴収すること。	☐ 確認した	
	決定した利用者負担額及び副食費徴収免除対象者であることを、保育所等に対して提示すること。	☐ 確認した	
申込（申請） について	申込（申請）内容が事実と異なる場合や虚偽が判明した場合は、内定及び認定の取消または保育の実施の解除（退所）となる場合があること。	☐ 確認した	
入所調整に ついて	利用を希望していない（利用申込書の「利用希望保育施設」に記入されていない）保育所等は、入所できる状態であっても案内しないこと。	☐ 確認した	*
申込（申請） 内容変更につ いて	申込（申請）後、家庭状況（家族構成等）に変更が生じる場合は、速やかに手続きを行うこと。また、それにより書類の提出が求められた場合は、速やかに提出すること。	☐ 確認した	
	利用申込時に申請した保育必要事由が入所前に変更となった場合や、入所前に転職した場合は速やかに変更手続きを行うこと。また、それにより内定が取消となり再度入所調整となる場合があること。	☐ 確認した	*
	入所後に保育必要事由が変更となった場合は、速やかに変更手続きを行うこと。なお、保育必要事由がなくなった場合は、原則退所となること。	☐ 確認した	*
転出につい て	入所前に市外に転出した場合、内定及び認定を取消すること。	☐ 確認した	*

	確認事項	チェック欄
給付認定区分変更について	給付認定区分を変更する場合（幼稚園部→保育園部、保育園部→幼稚園部）は、必ず在籍している認定こども園に相談のうえ、変更手続きを行うこと。 また、認定こども園の保育園部の2歳児として入所後に保育必要事由に該当しなくなった場合は3歳の誕生日を迎えていても満3歳児の幼稚園部として継続して入所できない場合があること。 なお、満3歳児の幼稚園部から保育園部への変更は、入所調整を行うため、継続して入所できない場合があること。	☐ 確認した
育児休業を取得する場合	育児休業を取得する場合は、雇用が継続していること（育児休業給付金を受給していること）が条件となるため、育児休業給付金支給決定通知書の写し等を提出すること。 ※雇用契約が終了する場合や書類の提出がない場合は、認定の取消及び退所となります。 また、復職後は復職証明書を提出すること。	☐ 確認した
【該当する方のみ】	【育児休業からの復職で申込みの場合】	
	育児休業からの復職を理由とする場合は、復職後、復職証明書を提出すること。	☐ 確認した
	取得中または取得予定の育児休業を変更短縮して復職するときは、就労証明書を提出のうえ、入所月の翌月の月末までに育児休業を終了して復職すること。	☐ 確認した
	育児休業からの復職を理由に入所決定したが、元の職場に復職しない場合は、入所決定を取消す場合があること。	☐ 確認した
	家庭状況書において「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」の欄で“はい”を選択すると保育の必要度の判定（入所調整）において減算されること。	☐ 確認した
	【妊娠・出産で申込みの場合】	
	入所可能期間は、出産予定日の8週間前の属する月初から、出産日の8週間後が属する月末までであり、その後は原則退所となること。引き続き保育園部として入所する場合は保育必要事由を認定のうえ、入所調整となること。また、幼稚園部として入所する場合は、入所状況をもとに認定こども園が決定するため継続して入所できない場合があること。	☐ 確認した

*

【1号認定の方へ】

『*』は今後2・3号認定に変更された場合に必要となる事項です。あわせて確認のうえ各項目のチェック欄に☑を入れてください。

加東市長 様

利用申込及び給付認定申請にあたり、上記の確認事項について同意します。

令和 年 月 日

保護者署名 _____